

総行行第132号
平成24年9月21日

各都道府県知事 殿
各都道府県議会議長 殿

総務大臣

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行について（通知）

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「法律」という。）は、平成24年9月5日に公布され、下記第13のとおり、第4条から第6条までの規定は平成24年9月21日から施行されることとなりました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、法律の施行が円滑に行われ、また、適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、法律の施行に伴い、関係規定の施行の日（法律の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）までに所要の政令の整備を行うこととしており、政令に係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 目的に関する事項（第1条関係）

この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とするものとされたこと。

第2 定義に関する事項（第2条関係）

- この法律において「関係市町村」とは、人口200万以上の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村（当該市町村が指定都市である場合にあっては、当該指定都市に隣接する同一道府県

の区域内のものを含む。)であって、その総人口が200万以上のものをいうものとされたこと。

平成22年国勢調査の結果に基づく人口によれば、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市又は神戸市を含む市町村が関係市町村となりうるものであること。

- 2 この法律において「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいうものとされたこと。
- 3 この法律（第12を除く。）において「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいうものとされたこと。

第3 道府県の区域内における特別区の設置の特例（第3条関係）

地方自治法第281条第1項の規定にかかわらず、総務大臣は、この法律の定めるところにより、道府県の区域内において、特別区の設置を行うことができるものとされたこと。

第4 特別区設置協議会の設置に関する事項（第4条関係）

- 1 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、特別区の設置に関する協定書（以下「特別区設置協定書」という。）の作成その他特別区の設置に関する協議を行う協議会（以下「特別区設置協議会」という。）を置くものとされたこと。
- 2 特別区設置協議会の会長及び委員は、地方自治法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村若しくは関係道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から選任するものとされたこと。

第5 特別区設置協定書の作成に関する事項（第5条関係）

- 1 特別区設置協定書は、次に掲げる事項について作成するものとされたこと。
 - ① 特別区の設置の日
 - ② 特別区の名称及び区域
 - ③ 特別区の設置に伴う財産処分に関する事項
 - ④ 特別区の議会の議員の定数
 - ⑤ 特別区とこれを包括する道府県の事務の分担に関する事項
 - ⑥ 特別区とこれを包括する道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項
 - ⑦ 関係市町村及び関係道府県の職員の移管に関する事項
 - ⑧ ①から⑦までのほか、特別区の設置に関し必要な事項
- 2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協議会が特別区設置協定書に1の⑤及び⑥に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協

議しなければならないものとされたこと。

特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する事項について検討するにあたっては、関係地方公共団体以外の地方公共団体に与える影響について十分に勘案する必要があること。

- 3 2による協議の申出があったときは、総務大臣並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事は、誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が調うよう努めなければならないものとされたこと。
- 4 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならないものとされたこと。
- 5 総務大臣は、4による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別区設置協定書の内容について検討し、特別区設置協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事に意見を述べるものとされたこと。
- 6 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成したときは、これを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に送付しなければならないものとされたこと。

第6 特別区設置協定書についての議会の承認に関する事項（第6条関係）

- 1 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、第5の6により特別区設置協定書の送付を受けたときは、第5の5の意見を添えて、当該特別区設置協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならないものとされたこと。
- 2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、1による議会の審議の結果を、速やかに、特別区設置協議会並びに他の関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知しなければならないものとされたこと。
- 3 特別区設置協議会は、2により全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から2による通知を受けた日（第7の1において「基準日」という。）を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別区設置協定書を公表しなければならないものとされたこと。

第7 関係市町村における選挙人の投票に関する事項（第7条関係）

- 1 第6の3による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から60日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。
- 2 関係市町村の長は、1による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならないものとされたこと。
- 3 関係市町村の選挙管理委員会は、1による投票に際し、当該関係市町村の議会の議員から申出があったときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載

し、選挙人に配布しなければならないものとされたこと。

- 4 3の場合において、2人以上の議員は、関係市町村の選挙管理委員会に対し、当該議員が共同で表明する意見を掲載するよう申し出ることができるものとされたこと。
- 5 関係市町村の選挙管理委員会は、1による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知するとともに、公表しなければならないものとされたこと。その投票の結果が確定したときも、同様とするものとされたこと。
- 6 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法（昭和25年法律第100号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、1による投票について準用するものとされたこと。
- 7 1による投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができるものとされたこと。

第8 特別区の設置の申請に関する事項（第8条関係）

- 1 関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村の第7の1による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができるものとされたこと。ただし、指定都市以外の関係市町村にあっては、当該関係市町村に隣接する指定都市が特別区の設置を申請する場合でなければ、当該申請を行うことができないものとされたこと。
- 2 1による申請は、特別区設置協定書を添えてしなければならないものとされたこと。

第9 特別区の設置の処分に関する事項（第9条関係）

- 1 特別区の設置は、第8の1による申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができるものとされたこと。
- 2 1による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならないものとされたこと。
- 3 1による処分は、2による告示によりその効力を生ずるものとされたこと。
- 4 関係市町村は、2による告示があったときは、直ちに特別区設置協定書に定められた特別区の議会の議員の定数を告示しなければならないものとされたこと。
- 5 4により告示された特別区の議会の議員の定数は、地方自治法第283条第1項の規定により適用される同法第91条第1項の規定に基づく当該特別区の条例により定められたものとみなすものとされたこと。
- 6 政府は、第8の1による申請があった場合において、特別区設置協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があった日から6月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされたこと。

第10 特別区を包括する道府県に対する法令の適用に関する事項（第10条関係）

特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなすものとされたこと。

第11 事務の分担等に関する意見の申出に係る措置に関する事項（第11条関係）

- 1 一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができるものとされたこと。
- 2 1による申出については、当該特別区及び道府県の議会の議決を経なければならないものとされたこと。
- 3 政府は、1による申出を受けた日から6月を目途に当該意見を踏まえた新たな措置を講ずる必要の有無について判断し、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされたこと。

第12 特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例に関する事項（第12条・第13条関係）

- 1 地方自治法第281条の4第8項の規定は、特別区を包括する道府県における特別区の設置については、適用しないものとされたこと。
- 2 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置については、第4から第9まで（第8の1のただし書を除く。）を準用するものとされたこと。
- 3 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置については、第4から第6まで、第8（1のただし書を除く。）及び第9を準用するものとされ、選挙人の投票を要しないものとされたこと。

第13 施行期日

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。（附則第1条関係）
- 2 法律第4条から第6条までの規定の施行期日は、大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成24年政令第243号）により平成24年9月21日とされたこと。